

横浜市行政不服審査会答申
(第163号)

令和7年11月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「差押処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市保土ヶ谷区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした令和2年度分から令和5年度分（1・2期）までの固定資産税及び都市計画税（以下「本件固定資産税等」という。）に係る徴収金の令和6年1月31日付け差押処分（以下「本件処分」という。）について、相続人間の不公平、理由提示の不備、徴税吏員証の不提示、国税徴収法基本通達第67条関係の6違反等を理由に、本件処分が違法又は不当であるとして、審査請求人が本件処分の取消しを求めるものである。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件不動産の共有持分は、遺言書により、遺言者の妻である審査請求人並びに共同相続人である遺言者の長男及び次男の3名間で均等である。共同相続人がそれぞれの持分に応じた分納の仕組みを採用している自治体もあり、滞納開始前までは審査請求人及び次男が固定資産税等を支払っていたのであるから、過去に納税の負担をしていない長男に対して滞納処分を行うべきであり、本件処分は税負担の公平性、平等原則に反して違法又は不当である。
- (2) 差押調書の記載からは、本件処分に至る合理的理由が明らかでなく、理由が了知し得ず、理由の提示が不十分である。
- (3) 本件処分の後、審査請求人は、保土ヶ谷区役所税務課に3回訪問し、対応職員2名に対して徴税吏員証の提示を求めたが、提示を拒否された。本件処分の差押調書の作成及び本件処分に関する対応は徴税吏員のみが権限を持ち、徴税吏員以外の者が行っていた場合は問題である。
- (4) 本件通達第67条関係の6は、解約権行使により著しい不均衡を生じさせ

ないか慎重な判断が必要とし、また解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益とを比較衡量する必要があるとしている。特段の理由もなく外部効果のある通達に反する処分については、平等原則に反するものとして、国民との関係においても違法不当である。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、令和5年9月5日、審査請求人及び共同相続人2人に対し、支払期限を同年10月2日として、本件固定資産税等に係る納税通知書を送付したが、同日までに支払いがなかったため、同月31日に督促状を発送した。
令和5年11月10日までに本件固定資産税等が納付されなかつたため、処分庁は、法第373条第1項に基づき、本件処分を行つた。
- (2) 差押えの要件を定める法第373条第1項第1号は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」と規定し、督促を受けたこと及びその日から10日を経過した日までに納付がないことという単純かつ具体的な事実のみを要件としていることから、「滞納市民税等が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないため。」という程度の記載があれば、被処分者においていかなる理由で処分が行われたか容易に理解できるため、処分の理由の提示は十分である。
- (3) 審査請求人は、区庁舎における納付相談時に徴税吏員証を提示しないことを不当だとしているが、納付相談は、法及び徴収法に定める質問、検査又は搜索をするときに該当しないため、審査請求人の主張は根拠がない。
- (4) 法第10条の2第1項においては、共有物については納税者が連帶して納付する義務を負うとされており、法第10条が準用する民法第436条に基づき、債権者は連帶債務者の一人に対し債務の全部又は一部の履行を請求することができるとされていることから、処分庁は審査請求人に対して本件不動産に係る固定資産税等の全額を請求できる。
- (5) 本件通達第67条関係の6は、外部効果がないほか、国税庁長官の国税庁内部に対する命令、指示であつて横浜市において内部的拘束力を有しない。
この点をおいても、本件通達第67条関係の6は、解約権の行使に当たつて慎重に判断することを求めるものであつて、差押処分に当たつて考慮す

べき事項を定めるものではなく、本件処分に違法不当はない。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 処分庁は、令和5年9月5日、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し、本件固定資産税等について、納期限を同年10月2日と定め、納税通知書を発送したが、審査請求人及び共同相続人2名は、本件固定資産税等を納期限までに完納しなかった。

イ 処分庁は、令和5年10月31日、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し督促状を発したが、同督促状を発した日から起算して10日を経過した日である同年11月10日までに本件固定資産税等は納付されなかった。

ウ 処分庁は、令和6年1月31日、審査請求人の保険契約が存する●●●●（以下「第三債務者」という。）に対し債権差押通知書を、審査請求人に対し差押調書（謄本）をそれぞれ送付し、本件処分を行った。

エ 当該差押調書（謄本）には、処分理由として「次のいずれかの理由に該当することから、滞納市税等を徴収するため、表に掲げる地方税法の規定により、あなた（貴社）の財産を差し押さえました。」との記載があり、当該表に「第373条第1項」との記載がある。また、「次のいずれかの理由」として「滞納市税等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないため。」との記載がある。

(2) 本件処分について

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときには、徴税吏員は固定資産税等に係る差押えを行わなければならぬ（法第373条第1項第1号及び法第702条の8第1項）。

本件においては、上記7(1)のとおり、処分庁が審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し督促状を発した日から起算して10日を経過した日である令和5年11月10日までに本件固定資産税等が納付されなかつた

ため、令和6年1月31日に本件処分が行われたことが認められるから、本件処分は法第373条第1項第1号の要件を満たすといえる。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人に対するのみ本件処分をしたことについて

- (ア) 法第10条の2第1項は、共有物については納税者が連帶して納付する義務を負うものと定め、法第10条が準用する民法第436条に基づき、債権者たる地方公共団体は連帶債務者の一人に対し債務の全部又は一部の納税の告知、督促及び滞納処分をすることができるものとされており、処分庁はこれらの規定に基づいて本件処分を行っている。

また、納付をした連帶債務者は、他の連帶債務者に対して、民法第442条第1項に基づく求償権を有するのであり、連帶債務者の一人に対し差押処分をすることが平等原則に違反するとは認められない。

- (イ) したがって、処分庁が連帶債務者の一人である審査請求人に対するのみ本件処分をしたことに違法又は不当はない。

イ 理由の提示について

- (ア) 審査請求人は、差押調書の記載からは、本件処分に至る合理的な理由が明らかでなく、理由の提示が不十分であると主張する。

- (イ) 行政手続条例第14条第1項は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を規定している。一般に、理由の提示の程度は、適用法条の摘示、当該法条の適用の原因となる事実の摘示及び事実に対する法条の適用関係の摘示がなされていれば足りると解され、差押調書の記載事項は施行令により規定されている。

- (ウ) 本件処分に係る差押調書（謄本）には、法定の記載事項は全て記載されており、差押えをする場合には、当該記載事項に加え、本件のように「滞納市税等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないため。」という程度の記載があれば足りる。

- (エ) したがって、本件処分の理由提示について違法又は不当は認められない。

ウ 徴税吏員証の提示について

- (ア) 徴税吏員証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のため質問又は検査等を行う場合に携帯し、関係者の請求があったときに、正当な権限を有することを示すために、提示すべきものである（法第353条第

1 項及び第 3 項)。

また同様に、滞納処分のための調査の場合も、徴収職員に身分証の携帯、提示義務がある(法第 353 条第 5 項及び徴収法第 147 条第 1 項)。

(イ) 本件では、保土ヶ谷区役所の窓口での納付相談における徴税吏員証提示の要否が問題となっているが、対応を行った職員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査又は滞納処分のための質問若しくは検査等を行ったものではなく、身分証の提示義務は生じない。

また、差押調書作成には、徴税吏員証又は身分証の携帯を要しない。

(ウ) したがって、保土ヶ谷区役所窓口において審査請求人に対し職員が徴税吏員証を提示しなかったことに違法又は不当は認められない。

エ 本件通達第 67 条関係の 6 について

(ア) 審査請求人は、本件処分が本件通達第 67 条関係の 6 に違反すると主張する。

(イ) 本件通達第 67 条関係の 6 は、生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押えた場合の取立権に基づく解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益を比較衡量する必要がある旨を定めるものである。

差押処分の法的効果は被差押債権の取立てその他の処分禁止に限られるから、差押処分のみにより生命保険契約が解約されることはない。本件通達第 67 条関係の 6 は、取立権に基づき解約権を行使する場面に関するものであって、滞納された租税の確実な徴収を図るために迅速性が要求される差押手続の場面に関するものではないから、本件処分が本件通達第 67 条関係の 6 に違反するとの審査請求人の主張は当たらない。

(ウ) したがって、本件通達第 67 条関係の 6 に照らした違法又は不当は認められない。

(4) 結語

以上のとおりであるので、本件処分は、法第 373 条第 1 項第 1 号の要件を満たすものであり、違法又は不当な点は認められないから、審査請求人の請求には理由がない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年3月27日	・参加人参加許可申請書の受理
令和6年4月23日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年5月21日	・弁明書等の受理
令和6年6月10日	・参加人参加不許可通知書の送付 ・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年7月1日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和6年7月3日	・提出書類の閲覧等に係る照会文書の送付
令和6年7月17日	・提出書類の閲覧等に係る回答の受理
令和6年7月24日	・提出書類等の閲覧等の決定通知
令和6年12月25日	・反論書等の提出期限延長通知
令和7年2月18日	・「弁明書の訂正について」等の受理
令和7年2月21日	・「弁明書の訂正について」の送付
令和7年4月1日	・反論書の受理
令和7年4月4日	・反論書（副本）の送付
令和7年4月14日	・弁明書(2)等の提出依頼
令和7年5月9日	・弁明書(2)等の受理
令和7年5月16日	・弁明書(2)（副本）の送付及び反論書(2)等の提出依頼
令和7年6月20日	・反論書(2)の受理
令和7年6月25日	・反論書(2)（副本）の送付
令和7年9月30日	・審理手続の終結
令和7年10月6日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

執行停止の手続の経過

年月日	調査審議の経過
令和6年3月27日	・執行停止申立書の受理
令和6年6月14日	・執行停止申立書の送付及び意見書の提出依頼
令和6年6月28日	・意見書の受理
令和6年7月26日	・執行停止申立てに対する決定通知

« 参考 3 »

審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和7年10月14日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年11月4日	・主張書面の受理
令和7年11月10日	・主張書面（2）の受理
令和7年11月11日	・調査審議

別紙

関係法令等の定め

民法（明治29年法律第89号）

（連帯債務者に対する履行の請求）

第436条

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（連帯納税義務）

第10条 地方団体の徴収金を連帯して納付し、又は納入する義務については、民法第436条、第437条及び第441条から第445条までの規定を準用する。

第10条の2 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

（第2項及び第3項省略）

（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

第353条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第1号から第3号までの者の事業に関する帳簿書類（中略）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

（第1号から第4号まで及び第2項省略）

3 第1項の場合には、当該徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(第4項省略)

5 固定資産税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第373条第7項の定めるところによる。

(第6項省略)

(固定資産税に係る督促)

第371条 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(固定資産税に係る滞納処分)

第373条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(第2号及び第2項から第6項まで省略)

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(第8項省略)

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

(第2項から第8項まで省略)

国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）

(差押調書)

第54条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押されたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権、第73条の2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第73条（電話加入権等の差押え）又は第73条の2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産

(差押えの手続及び効力発生時期)

第62条 債権（電子記録債権法第2条第1項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

(第2項から第4項まで省略)

(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（中略）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

(第1号から第4号まで省略)

(身分証明書の提示等)

第147条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(第2項省略)

国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）

（差押調書の記載事項）

第 21 条 差押調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印（記名押印を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 一 滞納者の氏名及び住所又は居所
- 二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額
- 三 差押財産の名称、数量、性質及び所在
- 四 作成年月日

（第 2 項及び第 3 項省略）

国税徴収法基本通達（以下「本件通達」という。）

第 67 条関係 差し押された債権の取立て

（生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て）

（第 1 項から第 5 項まで省略）

6 生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押された場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成 11. 9. 9 最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要があり、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。

- (1) 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合
- (2) 被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合
- (3) 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合
- (4) 差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

（注）差押債権者による死亡保険契約等の解除は、保険者（保険給付の義務を

負う者)が解除の通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力が生じる(保険法第60条第1項、第89条第1項)。ただし、介入権者(保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者)が、保険契約者の同意を得て、当該期間が経過するまでの間に、解約返戻金に相当する金額を差押債権者に支払うとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解除の効力は生じない(同法第60条第2項、第89条第2項)。

(第6－2項から第8項まで省略)

横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「条例」という。)

(課税の根拠)

第1条 市税及びその賦課徴収については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(督促状の発付期限の特例)

第15条 納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後20日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後30日以内に発することができるものとする。

(横浜市行政手続条例の適用除外)

第19条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

横浜市行政手続条例(平成7年横浜市条例第15号。以下「行政手続条例」という。)

(不利益処分の理由の提示)

第14条

市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さな

いで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(第2項及び第3項省略)